

## 保育提供体制の確保のための実施計画について

## 1 概要

こども家庭庁が令和6年12月20日に公表した「保育施策の新たな方向性」において、これまでの待機児童対策を中心とした「量の拡大」から、人口減少下で持続可能な保育提供体制の確保へ方向性を転換することが示された。（別紙1のとおり）

これを受けて、令和8年度以降は、国が指定する保育提供体制の確保のための財政支援の対象となる事業については、国への申請に先立ち、子ども・子育て会議で承認を得ることが必要とされた。

このため、令和8年度に予定している事業について、国の財政支援を受けるため、保育提供体制の確保のための実施計画について、協議するもの。

## 2 国の財政支援を受ける事業

(1) 補助金名	就学前・教育保育施設整備交付金
(2) 事業内容	明星こども園大規模修繕工事
(3) 実施年度	令和8年度
(4) 定員の見直し	1号 15人→10人
	2号 21人→30人
	3号 9人→15人
	合計 45人→55人

## 3 保育提供体制の確保のための実施計画の内容

別紙2の通り

※ 竹原市こども計画と大きな乖離が無いため、こども計画の修正はしない。

## 4 国の財政支援を受けない定員の見直し

令和7年度末 忠海東部こども園の廃園（30人→0人）

令和9年度から 竹原こども園の0歳児受入停止（別紙3のとおり）